

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

寝屋川市 福祉部 指導監査課

介護給付費算定に係る体制等（介護報酬加算等）に関する情報は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成や介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報であり、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、事前の届出が必要となります。

サービス種別	算定期期	
訪問介護	届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から 16日以降になされた場合には翌々月から	
訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)		
訪問看護(介護予防訪問看護) ※緊急時(介護予防)訪問看護加算除く		
訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)		
通所介護		
居宅介護支援	届出を受理した日から	
訪問看護(介護予防訪問看護) ※緊急時(介護予防)訪問看護加算		
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	病院・診療所(みなし事業所)	届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から 16日以降になされた場合には翌々月から
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 (みなし事業所)	
特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	届出を受理した日が属する月の翌月(届出を受理した日が月の初日である場合は当該月)	
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)		
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)		介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 (みなし事業所)
	その他	

* 届出に際しては、事前に電話で予約の上、窓口まで持参してください。(郵送での受付はできません)